

論壇

これからの消費税のために

一 はじめに

昨年6月1日安倍総理大臣は消費税の税率引き上げを含め改正について2年半延長することを明言し、その改正関連法案が昨年11月18日参議院で可決成立した。

消費税は、平成元年導入から28年目を迎え、この間納税義務に関する数次にわたる追加、税率引き上げ、地方消費税の導入、帳簿及び請求書保存方式への変更、簡易課税制度の業種目

二 報告

1 すべての事業者を納税義務者に

日本の消費税は、すべての経済取引のうち非課税取引及び課税対象外取引を除いたものを対象として事業者間で行われる資産の譲

Table with 3 columns: 事業者の種別, 事業者数, 出典. Rows include 営利法人, 公益法人, 特定非営利活動法人, 学校法人, 社会福祉法人, 宗教法人, 個人事業者, 個人不動産貸付業, 合計.

上記の事業者の消費税における納税者区分は次の通りである。

Table with 5 columns: 区分, 26.4.12~27.3.31, 構成比, 一般課税選択, 簡易課税選択. Rows include 法人, 個人, 小計, 全事業者.

この表から、事業者間の取引において転嫁すること

を予定している消費税の課税事業者が事業者全体の36%弱であり、残りの64%の免税事業者が次に掲げる規定により認められている矛盾を指摘することができる。

- (1) 1000万円以下の事業者免税点制度が設けられていること。
(2) 納税義務の判定を基準期間の課税売上高を基準としていること。
(3) 2年ごとの開業・廃業と設立・解散による消費税の回避を規制が認められていること。

さらに、事業者免税制度を認めることは、将来のインボイス導入の際に免税事業者が経済取引から排除されることにつながり、このため税制の経済取引への中立性の維持との関係や、経済の基盤と成長の阻害要因となること及び最大の問題は、順次事業者間で転嫁されることを予定している消費税のスキームに合致しないことを指摘することができる。

これらの矛盾を解消するために、すべての事業者を課税事業者とすることを提言する。

すなわち、法人税及び所得税ではすべての事業者が納税義務者となっていることを踏まえ、消費税においてもすべての事業者を納税義務者とするにより矛盾を解決できることと

の矛盾を解決できることと

を予定している消費税の課税事業者が事業者全体の36%弱であり、残りの64%の免税事業者が次に掲げる規定により認められている矛盾を指摘することができる。

- (1) 基準期間の制度を廃止できることにより、現行法令による基準期間制度による2年間の免税制度を悪用した消費税等の納税の回避を防止することができること。
(2) すべての経済取引の当事者になることから、将来導入されるインボイス制度における「適格請求書発行事業者」となりすべての経済取引に参加できること。
(3) すべての課税仕入れが控除対象となること。
(4) 現行制度における納税義務の諸規定を廃止することができること

その際現実的な措置として、現行制度における課税売上高1000万円以下の事業者の納税ゼロを維持するため、その課税期間に係る課税売上高（年換算額）が1000万円以下の課税事業者の仕入税額控除額を、売上に係る消費税額と仕入れに係る消費税額とのいずれか大きい金額による。つまり、売上税額が仕入税額よりも大きいときは、売上税額を仕入税額として控除して納付税額をゼロとし、仕入税額が大きいときは還付する。還付について、現行の課税事業者選

択届出を必要とせず、制度上還付できることとする。このため、消費税法第30条第1項を次のとおりとする。

当該課税期間の課税売上高が1000万円以下の事業者の仕入等に係る消費税額は、当該課税期間の課税売上高に係る消費税額と課税仕入れ等に係る消費税額のいずれか大きい金額とする。



岩下忠吾 【江東西】

の介入による利権などの温床になりやすいこと、⑤事業者及び税理士にとって最大の問題である事務負担の増大とコストの問題、さらに⑥インボイスを必要とするなど解決しなければならぬ困難な問題をほらんでいる。

これに対して、戻し税方式又は給付付き税額控除についても対象者をどのように設定するかという基本的問題はありますが、低所得者へ直接給付されることから、効果的な対策となり得ること、政治的な利害と切り離すことができ、国民の理解が得やすいこと、さらに軽減税率と比較して、事に

2 消費税の逆進性の緩和対策

今般の消費税引き上げ延期により、軽減税率の執行も延期されることになったが、平成28年1月1日からスタートしたマイナンバー制度も活用しつつ消費税の逆進性の緩和対策の一つとして、再度戻し税又は給付付き税額控除を検討することが必要と考える。

EU諸国では、付加価値税の逆進性の緩和についてその導入時から軽減税率制度で対応してきた。この軽減税率方式においては、①生活必需品や食料品をはじめ、国民の消費生活に影響の大きい対象品目、つまり軽減税率対象品目を選定することが困難であり、②税率を最小とする税率の設定の問題、③対象品目の設定が事業者団体のせめぎ合いをもたらす、④政治家

表1 簡易課税制度に係るみなし仕入率及び課税仕入率

Table with 6 columns: 区分, 事業区分, 第1種事業, 第2種事業, 第3種事業, 第4種事業, 第5種事業. Rows include みなし仕入率(%), 法人(1,040事業者), 個人事業者(991事業者), 計(2,031事業者).

注(1) 簡易課税制度適用者については、申告事績から課税仕入税額を把握することができないため、決算書の売上原価、販売費及び一般管理費等の必要経費額から、課税仕入れに該当しない非課税仕入れ及び非課税仕入れの額を控除して課税仕入高を把握する方法等により、課税仕入率を試算した。注(2) 固定資産の取得費は課税仕入れに加算していないが、使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満等の少額減価償却資産について、取得価額相当額が必要経費等として把握できる場合には、当該金額を課税仕入れに加算している。

業者及び税理士にとって事務負担を要しないことなど消費者並びに事業者にとっての利便性は軽減税率制度を凌ぐものとなること。

3 簡易課税制度における調整対象固定資産の仕入税額控除

消費税の特徴の一つに「投資即時控除」がある。つまり、事業者の課税仕入れは、所得課税における期間配分とは切り離して、その目的、種類、金額、課税制度に関わりなく、課税仕入れを行った課税期間において即時控除することにより消費税を転嫁することができる。

現行の簡易課税制度におけるみなし仕入率は、実額の仕入率と乖離しているのは既に明らかであるが、会計検査院が平成24年10月に公表した簡易課税制度の検査報告によるとみなし仕入率と損益計算を基礎とした課税仕入率は次表のとおりである。

確かにみなし仕入率が損益計算による実額の課税仕入率を上回っているが、その仕入率の差が年間課税売上5000万円以下の事業者の多額な設備投資である調整対象固定資産の課税仕入れに係る税負担をカバーできないことは容易に推察できる。また、税理士損害賠償保険の事故425件（平成27年）の中で消費税は182件、全体に占める割合は42.8%となっており、182件中簡易課税制度に関する件数は103件であり、その原因の一つが事前の簡易課税制度選択不適用届出書の提出失念であるが、事業者の設備投資を直前課税期間末までに予測することは困難であり、また3ヶ月又は1ヶ月の課税期間の選択も同じような状況になりうる。

その救済は、みなし仕入率に取り込まれていない調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合には、その課税仕入れに係る仕入税額を別枠で控除対象仕入税額とし、みなし仕入率により計算した簡易課税制度による仕入税額に加算する制度を提言する。

課税売上上げに係る消費税額×みなし仕入率+調整対象固定資産に係る仕入税額Ⅱその課税期間に係る控除対象仕入税額

三 おわりに

本稿が今後の消費税の改革につながることを望むものである。